# Nishitetsu Kumiai Press

# 2020.10.28 Vol.1706 特別号

# 西鉄組合新聞

【発 行 所】福岡市中央区大手門1丁目4番16号 TEL092-771-2931 西日本鉄道労働組合 【編集発行者】川瀨 直之

1部 30円 送料共(購読料を徴収しています。)

西鉄労組ホームページ(http://nnr-u.org) ▶



# I.西鉄労組 2020年秋季年末閩争方針

# はじめに

私鉄総連は、2019年度第4回中央委員会(2020.7.7)で「2020年秋季年末闘争方針」を決定し、2020年度第1回中央委員会(2020.10.7)で「2020年秋季年末闘争推進方針」を決定しました。総連方針では、20秋闘は、「組織・職場総点検闘争」(以下、職点闘争)として取り組み、組合組織と職場環境の点検を全組合員の参加でおこなうとしています。西鉄労組は、総連方針に基づき本方針を起案し、たたかいを進めていきます。

# □ 私たちを取り巻く情勢

## (1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響

新型コロナウイルス感染症拡大にともなう外出自粛要請や国内外の移動制限などの影響で、私たちの産業は大きな打撃を受けています。西鉄グループにおいても、運輸業やレジャー・サービス業を中心に多くの業種で減収となり、第1四半期連結累計期間の営業収益は703億70百万円(前年同期比▲23.8%)、経常利益は▲91億28百万円となりました。

国は、企業が雇用を維持するための「雇用調整助成金」など、 様々な対策をとっていますが、感染症拡大の収束は未だに見えな いため、今後のさらなる対策の有無も含め動向に注視が必要です。

#### (2) 雇用情勢

雇用情勢は緩やかな悪化が続いています。8月の有効求人倍率は、8ヵ月連続の低下となる1.04倍(前月比 $\triangle$ 0.04ポイント)で、6年7ヵ月ぶりの低水準となりました $^1$ 。また、8月の完全失業率は、2ヵ月連続の悪化となる3.0%(同+0.1ポイント)で、2017年5月以来の3%台となりました $^2$ 。

10月に改定された2020年度地域別最低賃金の全国加重平均額は902円(前年度比+1円)で、低水準の引き上げにとどまりました<sup>3</sup>。最高額は東京都の1,013円(同±0円)で、福岡県は842円(同+1円)となりました。

#### (3) 働き方改革関連法

努力義務となっている勤務間インターバル制度の導入に向けた取り組みは、将来的な義務化も見据えながら、進めていく必要があります。制度導入へ向けた環境整備には時間を要するため、19秋闘で設置した「勤務間インターバル制度に関する労使検討委員会」などで議論を進めていきます。

# (4) 高年齢者雇用安定法の一部改正

高年齢者雇用安定法の一部が改正され、2021年4月より、65歳から70歳までの就業機会を確保することが企業の努力義務となります。努力義務とはいえ、いずれ義務化されることは容易に想定されるため、今後議論を進めていく必要があります。また、「定年延長の実施」については、「60歳以降の働き方検討委員会」で引き続き協議をおこなっていきます。

## (5) 受動喫煙防止

4月に「健康増進法の一部を改正する法律」が全面施行されたことにともない、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」が出されました。受動喫煙を防止するための適切な環境整備が必要となっているため、職場の喫煙環境と受動喫煙防止対策について点検をおこなっていきます。

#### (6) 労働実態

私たちの産業は、他産業と比べて長時間労働・不規則勤務・低賃金といった厳しい労働環境にあり、このことが要員不足の一因となっています。また、2018年度の脳・心臓疾患の労災請求件数および労災支給決定(認定)件数をみると、業種別では運輸業・郵便業が最も多く、職種別でみると、自動車運転従事者が突出して多くなっています<sup>4</sup>。前述の労働環境に加えて、「お客様の生命や財産を預かる」ことの重責が私たち労働者にとって過度の負担となっていることが伺えます。改めて、日夜尽力している組合員の健康や安全を守るため、職場環境をしっかり点検し、より魅力ある産業になるための取り組みを強化していきます。

- 1 厚生労働省「一般職業紹介状況」
- 2 総務省「労働力調査」
- 3 厚生労働省「令和2年度地域別最低賃金改定状況」
- 4 厚生労働省「過労死等防止対策白書」

# ② 20 秋闘(職点闘争)の位置づけ

私鉄総連の職点闘争は、戦後、封建的であった職場で、当時の若い組合役員が中心となり、民主的な職場をめざして取り組んできたことが出発点であり、組織強化には欠かせない、すべての運動の原点でもあります。組合役員と職場が連携し、組合組織と職場環境の点検を全組合員の参加でおこないます。特に今回は、新型コロナウイルス感染症拡大に対応した緊急の取り決めなどを、今後制度化していく必要があるかなど、この間の大きな変化への対応も点検していきます。さらには、組合の組織運営、日常の職場活動のあり方など、組織の現状を改めて見つめ直し、21秋闘に向けた要求の掘り起こしを進めていきます。

また、20秋闘では、職場で深刻な問題となっている要員不足の解消に向けた職場環境の整備も重要になっています。人材を確保するには、魅力ある職場環境づくりや、「お客様の生命や財産を預かる」責任や厳しい労働に見合った賃金・労働条件の向上が必要であり、政策・制度要求実現に向けた取り組みを強化することも重要です。加えて、19秋闘で継続協議となった「通勤費の支給」の解決をめざすとともに、各協議機関で継続協議となっている他の案件についても議論を進めていきます。

20秋闘で職場から出された意見を集約し、改善に向けて丁寧な議論をおこなうことで、組合組織や組合活動の活性化をはかり、より強固な組合組織をめざし、21春闘に向けた諸準備にもつなげていきます。

# ③ 私鉄総連が掲げる重点項目

- (1) 産業別統一闘争の強化、組合活動の強化に向けた組織・職場総点検
- (2) 組合役員と職場が連携し、全組合員が参加する職場総点検
- (3) 労働関係諸法の改正・施行にともなう協定の実態点検
- (4) 会社の経営状況、財務状況の把握
- (5) これまでの労協闘争における未解決事項の解決

# 4 闘争の進め方

総連の「2020年秋季年末闘争方針」および「2020年秋季年末闘争推進方針」に則り、安全で健康で安心して働き続けるための職場環境改善を求めるとともに、今後の組合活動の強化に向けた組織・職場総点検を実施します。

#### (1) 具体的な取り組み内容

① 職場施設の点検

職場施設点検では、改善すべき問題点を抽出し、改善すべ き内容については、分会処理、部門処理、本部処理のいずれ かで対処します。

② 組織・職場運営における点検・調査

#### 【組織運営】

- 1.この1年間で困ったことがありましたか。その時、組合(分会)に相談しましたか。
- 2. かべ新聞・機関紙・ホームページなどを通じて組合の情報を把握されていますか。
- 3. 組合主催の職場オルグ・集会などに参加していますか。 (コロナ禍以前)

# 【職場運営】

- 1. 時間外労働、休日労働もしくは遅れ時分を適切に申告していますか。
- 2. 年休取得推進日があることを知っていますか。
- 3. 育児・介護にかかる諸制度が取得しやすい環境ですか。
- 4. 受動喫煙防止に向けた環境整備はされていますか。

#### (2) スケジュール

11月末までに集約をおこない、年内解決をめざします。

# II. 西鉄労組 2021年4月以降の 退職金闘争方針

# ① 経過と基本的な考え方

私鉄総連の退職金闘争は、1947年に最低賃金闘争の一環として「勤続20年で退職後10年間の生活保障」を要求して、たたかったことが始まりとなっています。その後、協定期間の変更(現行協定3年)や支給率、算定基礎給の改定などに取り組み、定年年齢延長の引き上げなどを勝ち取ってきました。

西鉄労組では、2015年の退職金闘争で、協定有効期限を1年短縮し、2年とする要求をおこない、2017年から産別統一要求・統一闘争として、私鉄の仲間とともにたたかいを進めています。今回の退職金闘争は、現行の退職金協定が2021年3月末に改定を迎えるため、「2021年4月以降の退職金闘争」として取り組みます。コロナ禍にある中、より強固な闘争体制を構築するため、総連の「2021年4月以降の退職金闘争方針」に基づき、

秋季年末闘争方針とは別に退職金闘争方針を設けて、たたかいを進めていきます。具体的な要求内容としては、退職金は「本質的には賃金の後払い」であるという基本的な考え方を堅持したうえ、現行制度・協定の継続を要求します。

# ② 要求内容

退職金協定内容(第2基本給を含む)の継続および協定有効期限を2024年3月末とすること。

# 3 闘争の進め方

退職金闘争については、単組別交渉にて回答を求めます。

#### (1) 要求書提出

要求書は10月26日(月)付とし、総連・地連・西鉄労組の 三者連名のうえ、10月30日(金)に提出します。

#### (2) スト権投票

スト権確立投票は、退職金闘争独自でおこないます。なお、 投票時期については、別途指示します。

# (3) 戦術とストライキ設定

交渉を重視し、解決に全力を挙げ、年内解決をめざします。 交渉が難航した場合においては、総連・地連の方針に則り、別 途指示します。

# Ⅲ. 闘争委員会の設置と任務分担

#### (1) 目的

2020年秋闘および退職金闘争推進のため、闘争全般にわたる組織体制の確立と指導にあたります。

# (2) 性格

- ① 組合規約第8条~第11条に定める執行委員会の拡大会議とします。
- ② 決議に採択を必要とする場合は、執行委員会でおこないます。

# (3) 構成

執行委員、特別執行委員、準特別執行委員 ※準特別執行中央委員については、必要に応じて 闘争委員長が招集する。

# (4) 運営と権限

- ① 総連指令の具体化および独自の戦術
- ② 戦術に臨む意思統一
- ③ その他、執行委員会が必要と認めた事項

## (5) 組織および任務分担

 闘争委員長:
 古賀

 闘争副委員長:
 本間

 闘争書記長:
 森

① 交渉対策委員(資料作成・交渉実務・その他)

対策委員:古賀・本間・森・渡辺

交渉委員:森・渡辺・山本・牧野・北島

② **戦術委員**(戦術の具体化と立案) 本間・森・渡辺・山本・牧野・北島

③ 組織・総務対策委員

(情報把握・指令・指示の伝達・交渉事項・その他) 渡辺・山本・牧野・北島・末次・権藤・川瀬

[各部門担当] 自動車: 鞭馬、鉄道: 野田、兼業: 末次